

# 経済マンスリー

## 【欧州】

### 英国は EU 離脱後の移行期間の取り扱いについて EU と合意

英国と欧州連合（EU）は、英国の EU 離脱後の移行期間の取り扱いについて合意した。離脱予定日である 2019 年 3 月 29 日から 2020 年 12 月 31 日までの 21 ヶ月間を移行期間とし、期間中は欧州単一市場と関税同盟について現状をほぼ維持する内容である。今年から英国は EU と離脱後に関する交渉を開始していたが、移行期間の詳細を巡り両者の意見の隔たりが大きく、交渉日程の遅れが懸念されていた。しかし、3 月 22-23 日開催の EU 首脳会議での承認を目指し、英国側が多くの項目で譲歩した形で合意に至った（第 1 表）。特に移行期間の長さに関しては、英国側が強く求めていた期間延長に関する規定は明文化されず、十分な交渉期間を確保したいという英国側の思惑は外れた格好となった。

また、英領・北アイルランドと EU 加盟国・アイルランドの国境取り扱い問題については解決が持ち越された。EU 側は、英国が有効な案を提示できない場合は北アイルランドを『共通規制地域』（EU の規制が適用される地域）として単一市場と関税同盟に残留させる案を提示し、英国側と合意した。『共通規制地域』の設定は北アイルランドが英国から実質的に切り離されるものであり、与党・保守党に閣外協力している北アイルランドの民主統一党を中心に英国側の反発は強いが、かといって、関税同盟からの離脱と国境管理厳格化の回避策の提示という選択肢を両立させることもまた困難である。この問題に関する交渉の主導権は EU 側が握っている。

今後、英国・EU 間の新たな自由貿易協定（FTA）に関する交渉が本格化する見通しだが、今回の移行期間の取り扱いについての合意により、本交渉でも英国側が多くの譲歩を迫られる公算が高まったと言える。ヒト・モノ・サービス・資本の移動に関する「4 つの自由」は不可分であり、英国の「いいとこ取り」は認められないという EU 側の主張が、新たな FTA の交渉に強く反映される可能性が大きい。

第1表: 移行期間の取り扱いに関する英国とEUの合意

	英国側の主張	EU側の主張	合意内容
期間	およそ2年間。延長余地を付加	2019年3月29日～2020年12月31日	2019年3月29日～2020年12月31日 * 移行期間延長に関する明示的な条項はなし
EUの規制	移行期間中に発効するEUの規制に反対する権利を要求	移行期間中、英国はEUの全ての規則に拘束されるが、政策形成プロセスには関与できない	移行期間中、英国はEUの全ての規則に拘束される一方、政策形成プロセスでは参考意見を述べるができるに留まる
市民の権利	入国者登録制度を設置	移行期間中に英国にきた人々にも適用されるべき	移行期間中に英国に入国したEU市民には、移行期間前に入国した場合と同一の権利を認める
第三国とのFTA交渉	FTAの正式交渉可能（発効は移行期間終了後）	英国は他国とFTAを交渉できるが、原則として移行期間中に締結はできない	英国は移行期間中、第三国とFTAの交渉・署名が可能
北アイルランド国境	北アイルランドの国境管理厳格化回避に合意するも、「共通規制地域」は認めず	北アイルランドの国境管理厳格化回避のための有効な案を英国が提示できない場合、同地域を「共通規制地域」として単一市場・関税同盟に残留させる	北アイルランドの国境管理厳格化回避のための有効な案を英国が提示できない場合、同地域を「共通規制地域」として単一市場・関税同盟に残留させる

（資料）欧州委員会、各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

照会先：三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 篠原 令子 reiko\_shinohara@mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくご願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊行ホームページでもご覧いただけます。